

夜間・休日における通報受理・移送体制の検討について

1 これまでの取組

【平成28年度】

- 夜間・休日における移送及び通報受理に係る精神科救急体制を検討するためワーキンググループを設置した。
- ワーキンググループでの検討の結果、**県内1カ所で嘱託職員による夜間・休日の移送及び通報受理を実施するセンター化の方向性**が示された。

【平成29年度】

- センター化の方向性を検討したものの、**夜間・休日の人材確保、県内に移送を実施する事業所がない等の課題**が明らかになったため、平成30年度も引き続き課題を解決するため検討を行うこととなった。

【平成30年度】

- 平成30年3月に国から示された「措置入院の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）で、被通報者の事前調査は専門職（精神保健福祉相談員等）による対応が望ましいと示されたため、**嘱託職員によるセンター化を実施することは困難**であることが判明した。
- このため、ワーキンググループにおいて以下の二つの案を検討したが、いずれも課題があり、実現可能性の高い案を再考することとなった。

	精神科救急体制（案）	課題
案1	3つの保健所を1ブロックとしたオンコールによる夜間・休日の通報受理・移送体制	3つの保健所を1ブロックとした広域的なオンコール体制となり、自宅等から現場に臨場する 職員の参集時間等が課題 となる。
案2	県有施設1カ所に職員が宿日直する夜間・休日の通報受理・移送体制	労働基準法に基づく宿日直体制の許可申請において、 許可基準となる夜間・休日における対応頻度及び対応時間をクリアできるかどうか が課題となる。

2 今年度の取組

- ワーキンググループのメンバーに保健所長会、健康支援課長会、愛知県精神保健福祉相談員会、愛知県保健師会を新たに加え、夜間・休日における通報受理及び移送についての検討を進めている。
- 民間業者による移送の可能性が出てきたため、移送の実施を先行して検討することとした。

令和元年度ワーキンググループ開催状況等

	開催日	主な内容
第1回	5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの経過報告、今後の方向性について ○ 通報に係る業務量調査について ○ 各都道府県における通報受理及び移送体制等の照会について
第2回	9月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・ガイドラインに基づいた移送及び措置診察の実施方法について ○ 他県の通報受理体制について
第3回	11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請通報等件数と対応状況及び警察官通報件数と対応状況について ○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・ガイドラインに基づいた移送及び措置診察の実施にむけて ○ 他県（千葉県等）の体制を参考とした通報受理体制について

3 今後の方針

- 本県としては、ガイドラインを踏まえた措置入院の運用に努めることとし、令和2年度から、県所管地域において**（緊急）措置診察のための移送を民間救急移送業者に委託し、当番職員の立ち会いのもと行う**予定としている。
- 夜間・休日の通報受理体制については、引き続きワーキンググループでの検討を進めていくこととし、次年度は、現行どおり保健所の当番職員によるオンコール対応とする。